

平成19年11月臨時会

第3回宮崎県後期高齢者医療広域連合議会  
会議録

宮崎県後期高齢者医療広域連合

## 平成19年第3回宮崎県後期高齢者医療広域連合議会臨時会会議録目次

会期及び会期日程	2
審議結果一覧表	3
議事日程	4
出席議員	4
欠席議員	4
説明のため出席した者	4
議会事務担当職員	5
日程第1 新議員の議席の指定	5
日程第2 会議録署名議員の指名	5
日程第3 会期の決定	5
日程第4 宮崎県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会の委員及び 補充員の選挙について	5
日程第5 議案第12号 宮崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する 条例の制定について	6

## 平成19年第3回宮崎県後期高齢者医療広域連合議会臨時会会期及び会期日程

### 1 臨時会会期

11月22日(木曜日)・・・・・・・・1日間

### 2 会期日程

月 日	曜日	種別	内 容
11月22日	木	本会議	議案の審議(提案理由説明・質疑・討論・採決)

平成19年第3回宮崎県後期高齢者医療広域連合議会臨時会審議結果一覧表	
議案	
議案第12号 宮崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の制定について	原案可決
選挙	
選挙管理委員及び補充員の選挙	
選挙管理委員	小川 重光 岩切 軍典 野崎 義弘 長友 ハツ子
補充員	河野 喬 仁田脇 信子 岩崎 明 白尾 時信

平成19年11月臨時会

## 第3回宮崎県後期高齢者医療広域連合議定会議録

平成19年11月22日、第3回臨時会が宮崎県自治会館5階大ホールに招集されたので、会議を開いた。

### 議事日程

平成19年11月22日(木曜日) 午後1時30分開議

日程第1 新議員の議席の指定

日程第2 会議録署名議員の指名

日程第3 会期の決定

日程第4 宮崎県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会の委員及び補充員の選挙について

日程第5 議案第12号 宮崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の制定について

### 出席議員(12名)

- 2番 日野 輝生
- 3番 福留 明
- 4番 首藤 正治
- 5番 谷口 義幸
- 6番 堀 泰一郎
- 8番 黒木 正善
- 9番 宮崎 和宏
- 10番 河野 哲夫
- 11番 長瀬 道大
- 12番 河野 憲次
- 13番 田口 晃史
- 15番 森 光昭

### 欠席議員(2名)

- 1番 椎葉 晃充
- 7番 甲斐 敏彦

### 欠員(1名)

- 14番

### 説明のため出席した者

- 広域連合長 津村 重光
- 副広域連合長 前田 穰
- 事務局長 石村 弘
- 事務局次長 別宮 隆
- 会計管理者 平屋 良治
- 業務課長 和田 正英
- 総務課長補佐 黒木 英則

**議会事務担当職員出席者**

書記 水元 洋寿

書記 内田 雄介

---

(午後1時30分開会)

**【森光昭議長】**

それでは、平成19年第3回宮崎県後期高齢者医療広域連合議会臨時会を開会いたします。

ただちに、本日の会議を開きます。

この際、報告をいたします。

出納検査結果が宮広域監2号、3号、4号、7号、12号。定期監査結果が宮広域監10号をもって、報告されましたので、お手元に写しを配布しておりますので、よろしくお願ひします。

それでは、日程第1、新議員の議席の指定についてを議題といたします。

新議員の議席の指定については、議長において指定することにいたします。宮崎和宏議員の議席を、議席番号9番に指定いたします。

次に、日程第2、会議録署名議員の指名についてを議題といたします。会議録署名の議員については議長において指名することにいたします。会議録署名議員に6番堀泰一郎議員及び12番河野憲次議員を指名いたします。

次に、日程第3、会期の決定についてを議題といたします。本臨時会の会期は、本日1日間とし、会期中の日程につきましてはお手元に配布してあるとおり、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**【森光昭議長】**

御異議なしと認めます。よって、会期は1日間と決定いたしました。

次に、日程第4、宮崎県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会の委員及び補充員の選挙についてを議題とし、選挙を行います。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条の規定により、投票による方法と指名推選による方法がありますがいかがいたしましょうか。

(「指名推選」と呼ぶ者あり)

ただいま、指名推選の方法ということの声がありましたが、指名推選の方法でよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**【森光昭議長】**

御異議なしと認めます。よって、選挙管理委員会の委員及び補充員の選挙の方法は、指名推選と決定いたしました。

それでは、お諮りいたします。指名推選の方法につきましては、議長において指名することにいたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**【森光昭議長】**

御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

それでは、選挙管理委員会の委員について、お手元に配布いたしております名簿のとおり議長より指名いたします。

小川重光君、岩切軍典君、野崎義弘君、長友ハツ子君以上4人を指名いたします。お諮りいたします。

ただいま指名いたしました4人を選挙管理委員会の委員の当選人に決めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**【森光昭議長】**

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました小川重光君、岩切軍典君、野崎義弘君、長友ハツ子君が選挙管理委員会の委員に当選されました。

**【森光昭議長】**

次に、選挙管理委員会の補充員について、お手元に配布いたしております名簿のとおり議長より指名をいたします。なお、補充の順序につきましては、指名の順序によって定めたいと思います。河野喬君、仁田脇信子君、岩崎明君、白尾時信君以上4人を指名いたします。お諮りいたします。

ただいま指名いたしました4人を選挙管理委員会の補充員の当選人に定め、補充員の順序は、指名の順序のとおり定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**【森光昭議長】**

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました、河野喬君、仁田脇信子君、岩崎明君、白尾時信君が選挙管理委員会の補充員に当選され、補充の順序は、指名の順序のとおりと決定いたしました。

**【森光昭議長】**

この際、暫時休憩いたします。

(午後1時40分休憩)

(午後1時41分再開)

**【森光昭議長】**

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第5、議案第12号、宮崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。広域連合長

**【津村重光広域連合長】**

ただいま上程いたしました議案第12号、宮崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

本件は、健康保険法等の一部を改正する法律が平成18年6月21日に交付され、平成20年4月1日から高齢者の医療の確保に関する法律が施行されることに伴い、後期高齢者医療制度の実施について必要な事項を定めるものであります。

主な内容としましては、葬祭費並びに保健事業に関する規定、平成20年度及び平成21年度の保険料率、保険料の賦課限度額に関する規定などを定めるものであります。

まず、葬祭費の支給につきましては、その額を2万円と定め、保健事業につきましては、

健康診査、及びはり・きゅう・マッサージ等施術料助成の2つの事業を行うことを定めております。

次に、保険料率につきましては、平成20年度及び平成21年度の所得割率を7.95パーセントと定め、被保険者均等割額を4万2,800円と定めております。

なお、保険料率は、療養の給付等に要する費用の予想額、及び保健事業に要する費用の予定額などに照らし、2年間を通じて財政の均衡を保つことができるよう、算定をおこなったものでございます。

また、附則において、医療費乖離地区における6年間の保険料の特例を定め、また、現国会で議論されておりました、新たに保険料負担が生じます被用者保険の被扶養者の保険料につきましては、平成20年4月から9月までの半年間はこれを徴収せず、平成20年10月から平成21年3月までの半年間は9割軽減する特例を定めるものであります。

以上で、提案理由の説明を終わりますが、よろしく御審議の上、御賛同くださいますようお願い申し上げます。

**【森光昭議長】**

それでは、議案第12号、宮崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の制定についてに対する質疑を行います。6番堀議員

**【堀泰一郎議員】**

事前に議案等について目を通してきたのですが、非常に枚数的にも量が多く、何か重要なポイントを絞って説明していただけないでしょうか。

**【森光昭議長】**

それでは、事務局説明をお願いします。事務局長

**【石村弘事務局長】**

御説明申し上げます。

まず、条例の中におきまして、第2条関係では葬祭費を2万円支給と定めております。第3条の保健事業につきましては、健康診査及びはり・きゅう・マッサージ等施術料助成を述べております。第8条におきましては、平成20年度及び平成21年度の所得割率を7.95パーセントと定めております。第9条におきましては、平成20年度及び平成21年度の被保険者均等割額は4万2,800円と定めております。第10条におきましては、保険料の賦課限度額を50万円と定めております。第14条、15条におきましては、保険料軽減賦課について低所得者に対する被保険者均等割額の7割、5割、2割軽減を定めております。また、被保険者均等割額の2年間の5割軽減につきましては、被用者保険の被扶養者に対する軽減でございます。第17条、18条におきましては、保険料の納付猶予関係について述べております。災害等により著しい損害を受けられた場合、又は、収入に著しい減少を生じた場合等の規定を述べております。

続きまして、附則第4条、5条におきましては、医療費乖離地区特例ということで、先ほど提案理由説明でございましたとおり医療費が県平均より20パーセント以上乖離した地区の指定、料率の指定を行っております。西米良村の所得割率7パーセント、被保険者均等割額3万7,700円、椎葉村の所得割率6.8パーセント、被保険者均等割額3万6,600円となっており、その分野を述べております。附則第6条、7条、8条につきましては、先ほど提案理由説明でございましたとおり、被用者保険の被扶養者であったものの保険料の



特例で平成20年におきましては、4月から9月までは負担を凍結し保険料を0とする、また10月から翌年3月までを1割の保険料とする、9割の軽減を行うということを述べています。ここでは概略そういうことを述べております。以上でございます。

**【森光昭議長】**

何か他にございませんでしょうか。

なければ、これをもって、議案第12号に対する質疑を終結し、討論に入ります。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。

議案第12号は、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**【森光昭議長】**

御異議がありませんので、議案第12号は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。本臨時会において議決されました各案件について、その条項、字句その他整理を要するものについては、議会会議規則第38条の規定により、その整理を議長に委任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**【森光昭議長】**

御異議なしと認めます。よって、本臨時会において議決された案件の整理については、これを議長に委任する事に決定いたしました。

以上をもちまして、今期臨時会に付議されました案件は、全部終了いたしました。

これにて、閉会いたします。

(午後1時50分閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により、本会議の顛末を  
証するため、ここに署名する。

宮崎県後期高齢者医療広域連合議会

議 長 森 光昭

署名議員 堀 泰一郎

署名議員 河野 憲次